

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
当日起算の翌日)

## 目次

◇告示字の区域の新設等(市町村振興課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての

適否の決定(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(〃)

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業にかかる西郷中央地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(平成九年十月三十一日現在の地番による。)
大字小畠字岡田	大字弓河内字岡田二の一部、六、七の一部、七次一、七次二の一部、七次三及びこれらと一体をなす国有地

大字弓河内字神田九の二の一部、一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字湯谷字森泓一九九の一部、一九九の一の一部、一〇〇の一部、二〇一の一部、二〇二、二〇三、二〇四の一の一部、二〇四の二、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地
------------------------------------	--

大字弓河内字神田九の二の一部、一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字湯谷字森泓一九九の一部、一九九の一の一部、一〇〇の一部、二〇一の一部、二〇二、二〇三、二〇四の一の一部、二〇四の二、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地
------------------------------------	--

大字弓河内字神田一〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字湯谷字大瀧一〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
-------------------------------------	------------------------------------

大字小畠字森泓

国有地

大字弓河内字神田一〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字湯谷字川桁一九三の一部、一九三次一の一部、一九四の一部、一九五、一九五の一及びこれらと一体をなす国有地
-------------------------------------	---

大字湯谷字森泓一九六の一の一部、一九六の二の一部、一九七、一	原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
--------------------------------	--

鳥取県告示第百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第百六十七号)第一百六十条第一項の規定に基づき、河

大字小畠字神田	九七内第一から一九七内第三まで、一九八の一部、一九九の一部、一九九の一の一部、二〇〇の一部、二〇一の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字弓河内字岡田四の二、五の二、七の一部、七次二の一部、八、八次一及びこれらと一体をなす国有地	大字弓河内字神田九の一、九の二の一部、九の三、一〇から一二までの一、三、一四の二部、一六の一から一六の三までの一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四、一五と一体をなす国有地の一部
大字弓河内字中原三六四及びこれと一体をなす国有地	大字弓河内字中原三六四及びこれと一体をなす国有地
大字弓河内字下モ原三七三の一部、三七五の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字弓河内字下モ原三七三の一部、三七五の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字弓河内字神田一四の一の一部、一九六の二の一部	大字弓河内字神田一四の一の一部、一五、一六の一から一六の三までの一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字弓河内字梁ヶ坪一八の一部、一九、一九内第一、二〇の一部、二二の一部、二二の一の一部、二三の二、二四の一部、二五の一部、二五の二の一部、二六の一、二六の二の一部、二六の三、二七の一、二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字弓河内字梁ヶ坪一八の一部、一九、一九内第一、二〇の一部、二二の一部、二二の一の一部、二三の二、二四の一部、二五の一部、二五の二の一部、二六の一、二六の二の一部、二六の三、二七の一、二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字弓河内字上ミ原三五六の二の一部	大字弓河内字上ミ原三五六の二の一部
大字小畠字東神	大字弓河内字下モ原三六六の二の一部、三六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字弓河内字梁ヶ坪二〇の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二三、二四の一部、二五の一部、二五の二の一部、二六の二の一部、二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字弓河内字梁ヶ坪二〇の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二三、二四の一部、二五の一部、二五の二の一部、二六の二の一部、二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字弓河内字東神二八、二八次一、二九から三一まで三三の一、二	大字弓河内字東神二八、二八次一、二九から三一まで三三の一、二

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年十月三十日現在の地番による。）
大字小畠字釜田	大字小畠字釜田のうち五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小畠字湯道面	大字小畠字湯道面七の一、七の二、七の八、八の一の一部、九の二、一五の一の一部、一五の二及びこれらと一体をなす国有地
大字小畠字獨谷	大字小畠字獨谷一四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字湯谷字森泓	大字湯谷字森泓一九六の二の一部
大字湯谷字鎌田	大字湯谷字鎌田一六四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字湯谷字細田	大字湯谷字細田一八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字細田	大字湯谷字細田一八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字小畠字湯道面	大字小畠字湯道面のうち七の一、七の二、七の八、八の一、八の二の一部、九の二、一五の一、一五の二、一六の三、二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小畠字獨谷	大字小畠字獨谷一九の二の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小畠字家森	大字小畠字家森四四の一の一部、四五の二、四五の三、四五の一、四五の二、四六の三の一部、四六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字湯谷字細田	大字湯谷字細田一八二の一の一部、一八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

## 大字小畠字狭谷

大字小畠字釜田五と一体をなす国有地の一部  
大字小畠字湯道面一五の一の一部、一六の三、二三の二及びこれらと一体をなす国有地

大字小畠字狭谷のうち二四の一部、二九の二の一部、二九の一二の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字小畠字小谷口三一から三四まで、三五の三、三五の六、三七の五、三九の四

## 大字小畠字小谷口

大字小畠字小谷口のうち三一から三四まで、三五の三、三五の六、三七の五、三九の四以外の区域

## 大字小畠字家森

大字小畠字狭谷三〇の二及びこれと一体をなす国有地の一部  
大字小畠字家森のうち四四の一の一部、四四の一、四四の三、四五の一、四五の二、四六の三の一部、四六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

## 大字小畠字宮ノ本

大字小畠字宮ノ本五三、五三次一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字小畠字宮ノ本のうち五三、五三次一の一部、五五の一の一部、五七の一部、五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字小畠字前田六三の三の一部、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二の二、六三の六と一体をなす国有地の一部

大字小畠字前田五五の一の一部、五七の一の一部、五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地  
大字小畠字前田のうち六三の三の一部、七一の二の一部、七四、七五の四、七九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六二の三、六三の六、七三の一、七五の五、七五の九、七五の一〇と一体をなす国有地以外の区域  
大字小畠字小畠ヶ瀬八二の一

## 大字小畠字小畠ヶ瀬

大字小畠字小畠ヶ瀬のうち八二の一以外の区域

## ケ瀬

大字小畠字前田七四、七五の四、七九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七三の一、七五の五、七五の九、七五の一〇と一体をなす国有地の一部

大字小畠字芝原のうち一〇九の一、一一二の二と一体をなす国有地の一部

大字小畠字泉水の全域

大字小畠字前田七四、七五の四、七九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七三の一、七五の五、七五の九、七五の一〇と一体をなす国有地の一部

大字小畠字芝原のうち一〇九の一、一一二の二と一体をなす国有地の一部

大字小畠字岡田のうち四の一、五の二、六、七、七次一から七次の二と一体をなす国有地以外の区域

大字小畠字芝原のうち一〇九の一、一一二の二と一体をなす国有地の一部

大字弓河内字岩神のうち四三の三の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字弓河内字岩神のうち四三の三の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字弓河内字田中六四の一の一部、六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字弓河内字田中六四の一の一部、六四の二の一部、六七の二の及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字弓河内字田中六七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字弓河内字岩神六一の一部

大字弓河内字田中六四の一の一部、六四の二の一部、六七の二の及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字弓河内字上ミ原のうち三一四八の一〇、三四八の一七、三四八の二八、三五六の二三以外の区域

大字弓河内字下モ原三六九の四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字弓河内字上ミ原のうち三一四八の一〇、三四八の一七、三四八の二八、三五六の二三以外の区域

大字弓河内字下 モ原	大字弓河内字神田一七の一部
大字弓河内字梁ヶ坪一八の一部	大字弓河内字上ミ原三四八の一〇、三四八の一七、三四八の一八、三五六の一三の一部
大字弓河内字下モ原のうち三六六の二の一部、三六六の三の一部、三六九の四の一部、三七三の一部、三七五の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字弓河内字下モ原のうち三六六の二の一部、三六六の三の一部、三六九の四の一部、三七三の一部、三七五の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字假場谷 ケ鳴	大字湯谷字假場谷のうち七の一の一部、八の一の一部、九次の第一部、一四合併一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字地蔵 大字湯谷字屋敷田	大字湯谷字地蔵ケ鳴一六の一から一六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字地蔵ケ鳴 大字湯谷字地蔵 ケ鳴	大字湯谷字地蔵ケ鳴のうち一六の一から一六の三までの一部、一七の一部、三一の一の一部、三四の一の一部、及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字地蔵 大字湯谷字屋敷田	大字湯谷字地蔵ケ鳴一七の一の一部、三一の一の一部、三四の一の部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字大道端	大字湯谷字屋敷田のうち三九の一、四〇の七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字湯谷字大道端の全域	大字湯谷字屋敷田三九の一、四〇の七と一体をなす国有地の一部

大字湯谷字湯谷中 大字湯谷字大藏坊	大字湯谷字湯谷中の全域
大字湯谷字桶ノ谷 大字湯谷字大藏坊	大字湯谷字桶ノ谷一四三の二及びこれと一体をなす国有地
大字湯谷字桶ノ谷北平三〇五の五 外の区域	大字湯谷字桶ノ谷のうち一五九、一六三から一六六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字大藏坊 大字湯谷字大藏坊	大字湯谷字大藏坊のうち一八〇の一部、一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字細田 大字湯谷字細田	大字湯谷字細田のうち一八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字小畠字湯道面八の一の一部 大字小畠字湯道面八の二の一部	大字湯谷字細田の一八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字湯谷字川桁 大字湯谷字川桁	大字湯谷字川桁のうち一八六の一から一八六の二までの一部、一七八の三、一八八の一の一部、一八八の二の一部、一九〇、一九一の一から一九一の四まで、一九二、一九三、一九三次一、一九四、一九五、一九五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字湯谷字大瀧 大字湯谷字大瀧	大字湯谷字森泓一〇四の一の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字大道端 大字湯谷字大道端の全域	大字湯谷字大道端のうち二〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字湯谷字宮ノ前	大字湯谷字宮ノ前二一六の一部、二一六次一、二一六内第一の一部、二一七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字東大瀧	大字湯谷字東大瀧三四の一部、二三五の二の一部、二三五の三の一部、二三六、二三七、二三七次一、二三八の一部、二三八の一、二三八次一、二三八次二、二三九の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字上向澤	大字湯谷字川桁一八六の一から一八六の三までの一部、一八七の三、一八八の一の一部、一八八の二の一部、一九〇、一九一の一から一九一の四まで、一九二、一九三の一部、一九三次の一の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字湯谷字東太瀧	大字湯谷字森泓一九八の一の一部、一九九の一の一部、二〇五の一部
大字湯谷字上向澤	大字湯谷字東大瀧のうち二一六から二三一八まで、二三〇から二三二まで、二三三の一、二三三の二、二三四、二三五の二、二三五の三、二三五内第一、二三六、二三七、二三七次一、二三八、二三八の一、二三八次一、二三八次二、二三九、二四〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廢止する 字の名称	鳥取県告示第百八十九号
大字弓河内字神田、大字弓河内字梁ヶ坪、大字弓河内字東神、大字谷北平	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西郷中央地区第二工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。
大字湯谷字上大瀧	大字湯谷字上大瀧のうち二三三の二、二三三の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字東大瀧	大字弓河内字神田、大字弓河内字梁ヶ坪、大字弓河内字東神、大字谷北平
大字湯谷字上向澤	大字湯谷字森泓、大字湯谷字岡田

大字湯谷字宮ノ前二一〇の一、二三四の一、二三四の二、二三五の二、二三五の三と一体をなす国有地

大字湯谷字東大瀧二三三の二の一部、二三四の一

大字湯谷字東太瀧のうち二一六から二三一八まで、二三〇から二三二まで、二三三の一、二三三の二、二三四、二三五の二、二三五の三、二三五内第一、二三六、二三七、二三七次一、二三八、二三八の一、二三八次一、二三八次二、二三九、二四〇及びこれらと一体をなす国有地

大字湯谷字宮ノ前二一〇の一、二三四の一、二三四の二、二三五の二、二三五の三と一体をなす国有地

大字湯谷字東大瀧二三六から二三一八まで、二三〇から二三三まで、二三三の一、二三三の二の一部、二三四の一部、二三五の二の一部

鳥取県告示第百九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第二百八条の二第六項において準用する同法第二百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年三月二十日

三三五の三の一部、二三三内第一、二三三八の一部、二三九の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字湯谷字上大瀧三三一の三、二三三の五及びこれらと一体をなす国有地  
大字湯谷字上向澤の全域

二三三五の三の一部、二三三内第一、二三三八の一部、二三九の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字湯谷字上大瀧三三一の三、二三三の五及びこれらと一体をなす国有地  
大字湯谷字上向澤の全域

平成10年3月20日 金曜日

## 鳥取県公報

業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第百九十二号**  
道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十年三月二十日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年三月二十日

加 入 区	漁 業 の 区 分
賀露加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

**鳥取県告示第百九十一号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 起業者の名称**

鳥取市

**二 事業の種類**

三 起業地  
1 収用の部分 鳥取市立大正地区公民館駐車場設置事業  
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
鳥取市上魚町三九

鳥取市役所（鳥取市教育委員会事務局生涯学習課）

青谷停車場 井手線		路 線 名	路 線 名
変更後	変更前	前 後 別	区 間
			大山寺岸本
			倉吉川上青 谷線
			氣高郡青谷町大字青谷字飯田 四一四地先から同字四三六八一 三地先まで
			西伯郡岸本町小林字五反田原 六一一地先から同町小林字村 屋敷一〇六一地先まで
変更後		変更前	変更後
		六・五 一七・五	二一・〇 一三・〇
		六・五 一七・五	二一・〇 一三・〇
		三四・〇	二五・〇
		一、四八六・〇	一、五〇〇・〇
		六・〇 一八・〇	六・〇 一八・〇
		三一二・〇	三一二・〇

変更前	変更後	区間	供用開始の期日
氣高郡青谷町大字青谷字湯田 四〇四一ー二地先から同大字 字橋詰四三〇八一六地先まで	氣高郡青谷町大字善田字平田 前五一ー二地先から同町大字 青谷字前川四四八一七地先ま で	七・〇 五三・〇	一、七二八・〇
氣高郡青谷町大字善田字平田 前五一ー二地先から同町大字 青谷字前川四四八一七地先ま で	氣高郡青谷町大字善田字平田 前五四一ー二地先から同町大字 青谷字前川四四八一七地先ま で	九・〇 三九・〇	一、〇一六・〇
	一四・〇 六四・〇 八九九・〇	一、〇一六・〇	平成十年三月三十一日

## 鳥取県告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十三号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり  
県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十年三月二十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一  
丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
大山寺岸本 線	西伯郡岸本町小林字五反田原六一地先から 同町小林字村屋敷二〇六一地先まで	平成十年三月三十一日

## 一 施行者の名称

鳥取市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 四・五・一号ニュータウン中央公園

## 三 事業施行期間

昭和六十一年十一月二十一日から平成十一年三月三十日まで

（変更前昭和六十一年十一月二十一日から平成十年三月三十日まで）

## 四 事業地

## 1 収用の部分

変更する部分 烏取市生山字大休並びに香取字袋谷口及び字元結口並びに紙子谷字

門上谷

## 2 使用の部分

追加する部分 鳥取市生山字大休及び香取字袋谷口

削除する部分 鳥取市紙子谷字門上谷

**鳥取県告示第百九十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 九・六・一号布勢総合運動公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二一〇

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし